

船橋市児童虐待対応協力医師・歯科医師に係る業務に関する要綱

(目的)

第1条 児童虐待等の困難事例について、児童相談所が児童の相談援助における専門性と客観性を確保しつつ適切な対応を図るため、医学的知見から児童虐待対応に協力する医師・歯科医師、医療従事者等（以下、「児童虐待対応協力医師・歯科医師」という。）により医学的知見を得るにあたり必要な事項を定める。

(職務内容)

第2条 児童虐待対応協力医師・歯科医師は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 虐待を受けた、又はその疑いのある児童の傷病等について医学的診断や助言・指導を行うこと。
- (2) 医学的診断や助言・指導を行うにあたり、必要に応じて、診断書または意見書を作成すること。
- (3) 本制度の運営に関する会議等に参加し、助言等を行うこと。

(選任及び登録)

第3条 児童虐待対応協力医師・歯科医師は、次の各号に掲げる者の中から児童相談所長が選任し、登録する。

- (1) 児童福祉の増進に熱意があり、高度な専門的知識等を有する医師・歯科医師等
- (2) 医師または歯科医師、医療従事者等から構成され、福祉の増進を図る活動を行い、活動内容が本事業の目的に合致すると認められる特定非営利活動法人

(任期)

第4条 児童虐待対応協力医師・歯科医師の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(守秘義務)

第5条 児童虐待対応協力医師・歯科医師は、特別の理由がない限り職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(登録の抹消)

第6条 児童相談所長は、児童虐待対応協力医師・歯科医師が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

- (1) 自己の都合により登録の抹消を申し出たとき。
- (2) 職務の遂行に支障がある場合、又はこれに堪えないとき。
- (3) 前条に違反したとき。

(4) その他、児童相談所長が必要と認めたとき。

(謝金)

第7条 児童虐待対応協力医師・歯科医師に関する報償費については、別表に定める。

2 児童相談所長は児童虐待対応協力医師・歯科医師から提出された別記様式「児童虐待対応協力医師実績報告書」に基づき、謝金を支払う。

(補則)

第8条 本要綱に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて児童相談所長が別途定める。

附則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別表 船橋市児童虐待対応協力医師・歯科医師に対する報償費について

区分	内容	単価
1. 法医（歯）学の知見に基づく診断・助言等	身体的虐待やネグレクト、性的虐待を受けたあるいはこれらが疑われる児童の傷病について、診断や助言・指導等を行う。また、児童相談所職員の依頼に基づき、診断書、意見書等を作成する。	往診なしの場合 40,000 円／回 往診ありの場合 42,000 円／回
2. 上記以外の知見に基づく診断・助言等	身体的虐待やネグレクト、性的虐待を受けたあるいはこれらが疑われる児童の傷病について、診断や助言・指導等を行う。また、児童相談所職員の依頼に基づき、診断書、意見書等を作成する。	20,000 円／回